

平成 24 年度 内閣府本府政策評価（事後評価）（案）について

平成 25 年 6 月
政策評価広報課

1. 内閣府本府における政策評価について

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 2 条第 1 項の規定により、原則として、分担管理事務（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務）にあたる政策を対象に実施。→内閣補助事務（内閣府設置法 4 条 1、2 項）は対象外。
- 3 年毎に基本計画を策定（現行計画は平成 23 年度～25 年度）、政策評価の実施に関する方針等を決定。
- 毎年度初めに実施計画を策定（平成 24 年度実施計画を平成 24 年 3 月 21 日に決定）、対象政策の評価の判断基準となる測定指標とその目標値を策定。基本計画及び実施計画に基づき事後評価を実施。
- 事後評価、事前分析表の作成にあたり行政事業レビューとの連携を図っている。

現行基本計画における政策評価サイクル

		23 年度の政策	24 年度の政策	25 年度の政策
基本計画 (平成 23 年 4 月決定) 対象期間： 平成 23 年～25 年度	平成 23 年度	(年度内) 実施計画 <政策実施>	↑	
	平成 24 年度	事後評価		
	平成 25 年度		↓ 事後評価	↑ (年度初) 実施計画 <政策実施>

(注 1) 基本計画・実施計画は、内閣総理大臣決定。補正予算成立等に伴い適時改正。

(注 2) これらの他、規制等を行う場合は「事前評価」を実施。

(注 3) 基本計画はこれまで平成 14 年 4 月、平成 17 年 4 月、平成 20 年 2 月、平成 23 年 4 月に決定

(対象は、それぞれ平成 14～16 年度、平成 17～19 年度、平成 20～22 年度、平成 23～25 年度の政策評価)。

2. 評価対象

平成 24 年度に実施された 22 政策・84 施策に関して設定された 197 指標。
〔平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画〕

3. 政策評価結果・今後の方向性について（総論）

評価結果（目標の達成状況）

	評価結果			
	① ◎	② ○	③ △	④ —
22 政策中	9	11	0	2

①◎（達成）：全施策が指標を全て達成していると認められるもの

②○（おおむね達成）：指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

③△（達成が十分とは言い難い）：総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

④—（未集計等）：平成 24 年度の実績値の集計が間に合わないものや、測定指標に係る施策が何らかの理由で実施されなかったものなど、評価できないもの

* 評価基準については、「4. 事後評価における政策及び施策レベルの評価基準について」参照

* 個別の政策・施策の評価結果は「別紙 1 平成 24 年度事後評価の対象となる政策・施策の評価結果一覧」及び

「別紙 2 平成 24 年度対象政策の評価結果・今後の方向性」参照

4. 事後評価における政策及び施策レベルの評価基準について

(1) 施策レベルでの事後評価結果の基準について

平成 24 年度事後評価では、測定指標毎の評価を表 1 の基準で行い、施策レベルでの評価を表 2 の基準で行う。

表 1 測定指標ごとの評価基準

平成 23 年度事後評価における評価基準			平成 24 年度事後評価における評価基準		
	定量的測定指標	定性的測定指標		定量的測定指標	定性的測定指標
達成	100%以上	目標達成	◎	100%以上	目標達成
おおむね達成	80%以上～100%未満	達成できずも一定の成果	○	80%以上～100%未満	達成できずも一定の成果
一部達成	80%未満かつ一部の指標は目標値を達成	達成できず	△	80%未満	達成できず
未達成	80%未満かつ全ての指標で目標値を未達成				
その他	平成 23 年度の実績値の集計が間に合わないものや、測定指標に係る施策が何らかの理由で実施されなかったものなど、評価できないもの		—	平成 24 年度の実績値の集計が間に合わないものや、測定指標に係る施策が何らかの理由で実施されなかったものなど、評価できないもの	

表2 施策レベルの評価基準

1. ◎（達成）・・・・・・・・・・ 施策が測定指標の全てを達成していると認められるもの
2. ○（おおむね達成）・・・・・・・・ 測定指標を全て達成しているとは認められないが、指標の半分以上が「達成、一定の成果、達成に向けて進展」に該当するなど、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
3. △（達成が十分とは言い難い）・・ 総合的に見て測定指標の達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

<全てが翌年度以降に目標値を設定する測定指標である場合>

4. ◎（達成に向けて進展）・・・・・・・・ 総合的に見て、当該年次にて想定される達成の度合いを超えているもの。
5. △（達成に向けて課題）・・・・・・・・ 総合的に見て、当該年次にて想定される達成の度合いを超えていないもの。

(2) 政策レベルでの事後評価結果の基準について

表3 政策レベルでの評価基準

1. ◎（達成）・・・・・・・・・・ 全施策が指標を全て達成していると認められるもの
2. ○（おおむね達成）・・・・・・・・ 指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
3. △（達成が十分とは言い難い）・・ 総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの
(注：目標達成年度が翌年度以降の施策（達成に向けて進展・課題）はカウントしない)